

小田原市文化振興審議会 第1回会議 次第

日時：令和2年9月10日（木）

午前10時30分～

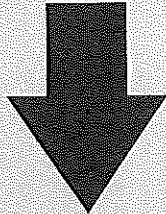
場所：小田原市役所 7階 大会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 議 題
 - (1) 諮問
 - (2) 会長・副会長の選出
 - (3) 概要説明
 - (4) 意見交換
- 6 閉 会

計画策定に至る経緯

文化振興に係る計画について

「文化芸術振興基本法」 第4条（平成13年12月施行）



地方公共団体の責務として「文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定めた。

「文化芸術基本法」に改正（平成29年6月）

基本理念の改正とともに、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定。

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第7条（平成24年6月施行）

「地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。」と定めている。

小田原市の計画策定の経緯

平成24年3月 小田原市文化振興ビジョンを策定

「希望と幸福感を持って暮らすことができるまち」の実現のため、文化力の向上を目指し、市が取り組むべき文化振興策の指針をまとめた。

平成27年 小田原市文化振興ビジョン推進委員会を設置

市としての文化政策における基本的な考え方や役割などを明文化。
市の永続的な文化への支援を意思表示するため条例の制定を目指す。

令和2年4月1日「小田原市文化によるまちづくり条例」を施行

今後、条例の基本理念並びに市の責務及び施策の方向性に即した、基本計画を策定

小田原市文化振興審議会について

文化振興審議会は、小田原市文化によるまちづくり条例第 6 条に基づき、「基本計画の策定及び基本計画に基づく施策に関する基本的事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するため」設置されました。

今後は、計画の策定のため、審議会委員の皆様から、様々なご意見をいただくこととなります。

スケジュール

- ・ 第 1 回会議 令和 2 年 9 月
- ・ 以降、2 回程度開催
- ・ 令和 3 年 8 月の計画策定を予定

神奈川県内の主な計画

事例	年月日	計画	年月日	基本理念・基本方針	基本目標
川崎市 川崎市文化芸術振興条例	H17	川崎文化芸術振興計画 第2期川崎文化芸術振興計画	H20 H26～	1文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進 2市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援 3関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり 4文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進	1文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり 2人材の育成と協働による文化芸術の振興 3市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備
横須賀市 新しい横須賀文化振興条例	H19.4	文化振興基本計画	H26～H33	心豊かで潤いと活力のある横須賀	Iはぐくむ（文化の担い手の育成） IIつたえる（文化の次世代への継承） IIIひろげる（文化による交流の推進）
逗子市 逗子市文化振興条例	H21	逗子市文化振興基本計画		地域の文化を市民の手で拓く	1地域文化の担い手の育成 2市民文化活動の活性化 3文化芸術に接する機会の拡充 4文化資源の活用による地域づくり 5文化情報の収集と活用 6文化振興のための環境づくり
相模原市		さがみはら文化振興プラン さがみはら文化振興プラン改訂版 第3次さがみはら文化芸術振興プラン	H7.3 H21.3 R2.3	心豊かに人とまちが輝く市民文化都市さがみはら	1市民の文化芸術活動の活性化 2多彩な文化芸術を鑑賞する機会の創設 3時代の文化芸術を担う人材の育成 4市民が誇れる文化財の継承 5文化芸術を生かしたまちづくりの推進
厚木市 厚木市文化芸術振興条例	H24.12	厚木市文化芸術振興プラン 厚木市文化芸術振興計画第2期基本計画	H21.3 H27.3	人・まち・自然が響きあうあつぎ文化を創造する	1文化芸術活動の充実 2文化芸術の振興を図るための環境整備 3市民協働による文化芸術活動を通じたまちづくりの推進
大和市 大和市文化芸術振興条例	H21.12	大和市文化芸術振興基本計画【第1期】 大和市文化芸術振興基本計画【第2期】 大和市文化芸術振興基本計画【第3期】	H23～H25 H26～H30 H31～	・エンパワーメント（市民の創造力・文化力の向上） ・プロモーション（文化芸術の情報発信機能の充実） ・オリジナリティ（文化芸術による大和らしさの創出）	1市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める 2地域の文化を大切に守り、次代につなぐ 3すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる 4文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる 5大和の文化芸術の魅力を外内にアピールする 6多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

藤沢市		藤沢市文化芸術振興計画	H30.3	多様な文化の融合による新たな「ふじさわ文化」の創造	<p>1 藤沢の特性を生かした文化芸術の振興を図ります。</p> <p>2 市民主体の文化芸術活動をさらに活発にしていきたいと思います。</p> <p>3 歴史的、文化的資源の保存、活用を図り、次世代に継承します。</p> <p>4 オリンピック・レガシーを次世代へ継承します。</p>
寒川町		新 川と文化のまちづくり計画	H19.3	<p>1 川と緑と文化の骨格形成</p> <p>2 田園風景の保全とふるさと景観の創造</p> <p>3 自然と文化と人のネットワークづくり</p>	<p>1 拠点・核づくり</p> <p>2 川と緑と文化のネットワークづくり</p> <p>3 地域資源を活かしたふるさと景観の創造</p> <p>4 協働のまちづくり</p>

小田原市文化によるまちづくり条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 8 号

小田原市文化によるまちづくり条例

文化は、長い歴史や風土に生まれ、人々の生活するところにあり、文化による人と人とのつながりは、生活にゆとりと潤いをもたらしてきた。

小田原では、千年以上前から人々が生活を営み、豊かな文化が花開いてきた。歴史や風土に育まれた伝統、なりわい、生活、芸術等の小田原の文化が、まちの礎として過去から現在へ連綿と受け継がれ、さらに未来に向けて創造し続けていくことで個性と魅力あふれるまちがつくられる。

多様な文化を振興することにより、市民一人一人が生涯を通じて心豊かな暮らしを実現することを願うとともに、将来にわたるまちの活性化や持続的な発展のために、文化によるまちづくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化の継承、創造、発展、発信等の文化の振興及びこれによるまちづくりに関し、基本理念及び推進を図るための基本となる事項を定め、その施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、市民一人一人が心豊かに希望を持って暮らしていくまちの実現及び文化による魅力と活力あふれるまちの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化は、年齢、障害の有無等にかかわらず、全ての人に社会参加及び交流の機会を開く基盤であるとの認識の下、その振興を図るものとする。

2 文化の振興に当たっては、小田原の歴史及び風土に育まれた伝統、なりわい、生活、芸術等の小田原の文化を守り、育てるとともに、市民の自由な活動により新たな文化が構築されるよう配慮するものとする。

3 文化の振興に当たっては、市民一人一人の自主性、創造性及び多様性を尊重するも

のとする。

- 4 文化の振興に当たっては、観光、国際交流、福祉、教育、産業等との連携を図り、相互に影響を与え合い、磨かれる循環を創出することにより、まちを活性化させ、まちの魅力を高めるものとなるよう配慮するものとする。

(市民による文化の振興)

第3条 市民は、前条の基本理念にのっとり、一人一人が文化の担い手であることを認識し、自ら小田原の文化を継承し、創造し、発信するよう努めるものとする。

(市の責務及び施策の方向性)

第4条 市は、第2条の基本理念にのっとり、文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、全ての市民が文化に親しみ、創造活動を行うための機会の充実及び環境の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 市は、城跡、歴史的建造物等をはじめとする文化財その他の多様な文化資源を適切に保存し、磨きをかけ、その価値が十分に発揮されるように活用することにより、小田原の文化の後世への継承と発展に寄与するため必要な施策を講ずるものとする。
- 4 市は、文化活動に関わる市民及び団体への支援その他必要な施策を講ずるものとする。
- 5 市は、次代を担う子どもたちが豊かな心、創造性等を育むことができるように、多様な文化に触れる機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。
- 6 市は、小田原の文化に関する取組、市民による文化活動等の情報を、市民及び文化活動に関わる団体等と協力し、積極的に市内外に発信することにより、文化を通じた様々な交流を促進するものとする。
- 7 市は、小田原ゆかりの文化に携わる人々との連携、小田原の特色ある文化資源を生かすこと等を通じて、市民及び市を訪れる多くの人々の交流を促し、文化の発展とまちの魅力の向上に努めるものとする。
- 8 市は、前各項の規定による施策を実施するため必要な体制の整備及び財政上の措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第5条 市長は、文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりの推進に当たり、第2条の基本理念並びに前条の市の責務及び施策の方向性に即した基本的な計画（以

下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、次条に規定する小田原市文化振興審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(小田原市文化振興審議会)

第6条 基本計画の策定及び基本計画に基づく施策に関する基本的事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するため、小田原市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に規定するもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市文化振興審議会規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 0 号

小田原市文化振興審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市文化によるまちづくり条例（令和 2 年小田原市条例第 8 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき設置された小田原市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、小田原市文化によるまちづくり条例第 5 条第 1 項に規定する基本計画の策定及び当該基本計画に基づく施策に関する基本的事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第 3 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 芸術又は文化に関する活動団体の代表者
- (3) 住民組織の役員
- (4) 観光、福祉、教育、産業等に関わる団体の代表者
- (5) 公募市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の事務は、文化部文化政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○小田原市文化振興審議会傍聴要領

(令和2年9月1日)

小田原市文化振興審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小田原市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手續)

第2条 審議会を傍聴しようとする者は、自己の氏名等を審議会傍聴受付個票に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険のおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の進行を妨げるおそれがあると認められる者

(禁止行為)

第4条 傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議会場において、傍聴席以外の場所に立ち入ること。
- (2) 会議会場において、みだりに席を離れること。
- (3) 会議会場において、私語、談笑その他騒がしい行為をすること。
- (4) 会議会場において、会議の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (5) 会議会場において、飲食又は喫煙をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴する者は、会議会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、審議会の許可を得た者は、この限りでない。

(退場)

第6条 傍聴する者が、前2条の規定に違反するときは、審議会の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

2 傍聴する者は、公開の会議中において、審議会が会議の全部又は一部を公開しないこととしたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、審議会の長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。